

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月10日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社スパイア

【英訳名】 S P i R E , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 早川 与規

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山三丁目2番5号

【電話番号】 03 - 5772 - 4630 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 小川 大介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目2番5号

【電話番号】 03 - 5772 - 4630 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 小川 大介

【縦覧に供する場所】 株式会社スパイア 大阪支社
(大阪市北区松ヶ枝町1番3号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第13期 第3四半期連結 累計期間	第14期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第14期 第3四半期連結 会計期間	第13期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 12月31日
売上高 (千円)	2,952,660	6,419,510	1,447,614	2,603,898	4,576,688
経常利益又は経常損失 () (千円)	126,784	129,475	1,624	64,342	106,701
四半期純利益又は四半 期(当期)純損失() (千円)	138,940	122,688	282	57,936	119,516
純資産額 (千円)			340,116	553,685	422,793
総資産額 (千円)			1,357,776	2,309,771	1,533,134
1株当たり純資産額 (円)			19.48	30.74	23.47
1株当たり四半期純利 益金額又は四半期(当 期)純損失金額() (円)	11.38	6.81	0.02	3.22	8.82
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)		6.76	0.02	3.20	
自己資本比率 (%)			25.0	23.6	27.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	201,297	64,384			220,473
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	52,147	5,041			80,688
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	130,443	66,220			122,242
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			359,977	351,936	358,813
従業員数 (名)			123	157	121

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第13期第3四半期連結累計期間及び第13期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容につ
いて、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	157
---------	-----

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	104
---------	-----

(注) 従業員数は、当社から当社外への出向者を除く就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは、当第3四半期連結会計期間において生産に該当する事項はありません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
モバイル広告事業	メディアレップ	1,452,928	+102.1	49,253	+1.3
	広告代理	679,344	+96.7	3,978	38.8
	小計	2,132,273	+100.4	53,231	3.3
メディア事業	メール広告	170,592	+17.7	25,062	+28.2
	リサーチ	32,326	7.8		
	課金	6,099			
	スポーツマーケティング	119,776		82,573	
	小計	328,794	+82.68	107,635	+450.6
Eコマース事業		75,597	56.3		
合計		2,536,665	+79.0	160,866	+115.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 受注残高は、広告主から申込書を受け入れており、いまだ役務を提供していないものの金額を記載しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		販売高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイル広告事業	メディアレップ	1,451,687	+95.6
	広告代理	687,415	+98.1
	小計	2,139,102	+96.4
メディア事業	メール広告	173,007	+15.0
	リサーチ	32,326	7.8
	課金	6,099	
	スポーツマーケティング	177,764	
	小計	389,198	+109.8
Eコマース事業		75,597	56.3
合計		2,603,898	+79.8

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	735,196	50.79	1,105,095	42.44

- 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の異常な変動等、または前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容について、重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、133,939千円の営業利益を計上し、収益基盤の安定化に一定の改善が見られましたが、前連結会計年度は営業損失を計上しており、未だ収益基盤が安定するに十分な状況にないと判断され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、自律的な景気回復に向けた動きが見られ、企業利益の改善が進む一方で、雇用情勢は引き続き厳しく、株安、円高などによる景気の下押しリスクがあるなど、依然として厳しい状況の中で推移いたしました。

こうした環境のもと当社グループは、モバイル広告事業がグループ全体の成長を牽引し、メディア事業においては既存事業を強化し、M & A実施による規模拡大を図りました。また、スマートフォン向けアプリケーションの自社開発など、新しい成長分野における積極的投資、及び事業の立ち上げに注力してまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,603,898千円(前年同期間は1,447,614千円)、営業利益は66,225千円(前年同期間は2,798千円の利益計上)、経常利益は64,342千円(前年同期間は1,624千円の利益計上)、四半期純利益は57,936千円(前年同期間は282千円の利益計上)となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

モバイル広告事業

モバイル広告事業には、モバイル広告媒体を専門に仕入れ、広告会社へ販売するモバイルメディアレップと、モバイル広告における企画やソリューションを広告主に提供するモバイル広告代理が属しております。

モバイル広告事業におきましては、モバイル広告市場の成長に加え、人材の成長、及び大手媒体の拡販が進んだ事で、売上高は2,139,102千円(前年同期間は1,089,031千円)、営業利益は68,241千円(前年同期間は28,185千円の利益計上)となりました。

メディア事業

メディア事業には、オプトインメール「DEmail」等が属するメール広告、インターネットリサーチである「ターゲットリサーチ」、連結子会社である㈱インターナショナルスポーツマーケティングが営むスポーツマーケティング等が属しております。

メール広告におきましては、金融関連業種及び大手広告会社の発注が伸びるとともに、ウェブサイト内における収益化施策を行いました。インターネットリサーチにおきましては、受注件数が減少しましたが、顧客・案件を多様化させるべく、事業構造の転換に取り組みました。また、スポーツマーケティングにおきましては、サッカーワールドカップ開催等によりスポーツコンテンツ提供の需要が拡大いたしました。これらの結果、メディア事業の売上高は389,198千円(前年同期間は185,474千円)、営業利益は44,115千円(前年同期間は28,102千円の利益計上)となりました。

ECコマース事業

ECコマース事業には、PC上で展開するショッピングサイト「ドリームカタログ」、モバイル上で展開するショッピングサイト「シンデレラ・ビューティ」が属しております。

ECコマース事業におきましては、「ドリームカタログ」の撤退に伴いまして、売上高は75,597千円(前年同期間は173,108千円)、営業損失は4,423千円(前年同期間は14,434千円の損失計上)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、2,309,771千円となり、前連結会計年度末と比べ、776,637千円の増加となりました。これは主に、規模拡大に伴い売掛債権が増加したことによるもの及び第1四半期連結会計期間末より㈱インターナショナルスポーツマーケティングが新たに連結子会社となったことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、1,756,085千円となり、前連結会計年度末と比べ、645,744千円の増加となりました。これは主に、規模拡大に伴い媒体仕入債務が増加したことによるもの及び第1四半期連結会計期間末より㈱インターナショナルスポーツマーケティングが新たに連結子会社となったことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、553,685千円となり、前連結会計年度末と比べ、130,891千円の増加となりました。これは主に、堅調な営業活動の成果に伴い利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、売掛債権の増加等により、前年同期末と比べて8,040千円減少し、351,936千円となりました。前連結会計年度末（358,813千円）と比べ6,877千円の減少となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は、12,318千円（前年同期は42,437千円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益に、仕入債務増加等による資金増加要因と減価償却等の非資金的費用を加え、売掛債権増加等による資金減少要因を差し引いた結果であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は、39,521千円（前年同期は4,140千円の使用）となりました。主な要因は、頓知ドット株式会社の株式の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は、12,956千円（前年同期は68,319千円の使用）となりました。主な要因は、長期借入金の返済等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、当該状況を解消するべく、引き続き、成長性の高い事業領域の拡大と、既存事業の採算性向上に取り組むことで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,000,000
計	74,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,628,830	18,628,830	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	18,628,830	18,628,830		

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 第3四半期会計期間末現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所ヘラクレスであります。なお、大阪証券取引所ヘラクレスは、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

臨時株主総会の決議日(平成13年5月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	291,600 (注) 2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成13年5月28日から平成23年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	平成13年5月28日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 当該ストックオプションは、当社取締役、使用人及び新事業創出促進法第11条ノ5第2項に規定する認定支援者に対して付与したものであります。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い、権利付与対象ではなくなった株式の数を控除した残数を記載しております。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割等により払込金額を下回る価格で新株を発行するときは、次の調整式により調整される。なお、調整前払込金額は、1株当たりの払込金額の調整式(コンバージョン・プライス方式)による調整前の払込金額を意味し、調整後払込金額は、同調整式による調整後の払込金額を意味する。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

- 4 1株当たりの払込金額は、当社が株式分割等により払込金額を下回る価格で新株の発行が行われる場合は、次の調整式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、合併、資本の減少、株式の併合等が行われる場合にも調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 5 主な新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

権利を付与された者は、当社株券が日本証券業協会に登録された日、又はいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下「株式公開日」という。)以降、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。なお、(ア)又は(イ)の場合に生ずる端株は(ウ)に繰り越すものとする。

(ア) 株式公開日の1年後の応答日以降、付与された権利のうち、3分の1の権利を行使することができる。

(イ) 株式公開日の1年6ヶ月後の応答日以降、付与された権利のうち、3分の2の権利を行使することができる。

(ウ) 株式公開日の2年後の応答日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

上記に従い権利行使が可能となった新株引受権は、権利を与えられた者が死亡した場合には、死亡の日後1年以内に限りその相続人が新株引受権を行使することができる。

権利を付与された者(ただし、認定支援者を除く)が、当社の役員又は使用人たる地位を失った場合、これを行使することはできない。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによる。

臨時株主総会の決議日(平成13年11月16日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,300 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成13年11月16日から平成23年11月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	平成13年11月16日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い、権利付与対象ではなくなった株式の数を控除した残数を記載しております。

- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割等により払込金額を下回る価格で新株を発行するときは、次の調整式により調整される。なお、調整前払込金額は、1株当たりの払込金額の調整式(コンバージョン・プライス方式)による調整前の払込金額を意味し、調整後払込金額は、同調整式による調整後の払込金額を意味する。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

- 3 1株当たりの払込金額は、当社が株式分割等により払込金額を下回る価格で新株の発行が行われる場合は、次の調整式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、合併、資本の減少、株式の併合等が行われる場合にも調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 主な新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

権利を付与された者は、当社株券が日本証券業協会に登録された日、又はいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下「株式公開日」という。)以降、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。なお、(ア)又は(イ)の場合に生ずる単元未満株は(ウ)に繰り越すものとする。

(ア) 株式公開日の1年後の応答日以降、付与された権利のうち、3分の1の権利を行使することができる。

(イ) 株式公開日の1年6ヶ月後の応答日以降、付与された権利のうち、3分の2の権利を行使することができる。

(ウ) 株式公開日の2年後の応答日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

上記に従い権利行使が可能となった新株引受権は、権利を与えられた者が死亡した場合には、死亡の日後1年内に限りその相続人が新株引受権を行使することができる。

権利を付与された者が、当社の役員又は使用人たる地位を失った場合、これを行使することはできない。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

定時株主総会の決議日(平成18年3月24日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	420(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	708 (注)3
新株予約権の行使期間	平成22年1月1日から平成26年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 708 資本組入額 354
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い、権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

会社法に基づき発行した新株予約権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。
定時株主総会の決議日（平成21年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	903(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	431,634 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	93 (注)3
新株予約権の行使期間	平成22年5月1日から平成27年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 93 資本組入額 47
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社子会社」という。）の取締役、監査役、従業員、アルバイト及び出向者（以下、この五者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる者は、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った後も、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。

（ア）当社又は当社子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由により当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った者

（イ）当社又は当社子会社の従業員及びアルバイト 当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

（ウ）当社又は当社子会社の出向者 出向者たる地位を失った原因が当該出向者にある場合を除き出向元企業の従業員であることその他当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

定時株主総会の決議日（平成21年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,800(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	116(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年1月1日から平成28年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 116 資本組入額 58
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社子会社」という。）の取締役、監査役、従業員、社外協力者（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる者は、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った後も、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。

（ア）当社又は当社子会社の取締役又は監査役 任期满了による退任その他これに準ずる事由により当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った者

（イ）当社又は当社子会社の従業員、社外協力者 当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

（ウ）当社又は当社子会社の出向者 出向者たる地位を失った原因が当該出向者にある場合を除き出向元企業の従業員であることその他当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

定時株主総会の決議日（平成22年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,215
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	221,500(注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年5月13日から平成27年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

定時株主総会の決議日（平成22年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,115 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	411,500(注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年5月13日から平成27年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日 ～ 平成22年9月30日		18,628,830		1,308,628		530,259

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 618,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,010,100	180,101	
単元未満株式	普通株式 730		
発行済株式総数	18,628,830		
総株主の議決権		180,101	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社スパイア	東京都港区南青山3-2 -5	618,000		618,000	3.31
計		618,000		618,000	3.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	125	252	212	189	183	130	172	162	127
最低(円)	110	106	137	145	109	112	112	108	111

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。なお、大阪証券取引所ヘラクレスは、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受けており、当第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	351,936	358,813
受取手形及び売掛金	1,553,152	871,770
たな卸資産	21,615	26,341
その他	44,646	52,421
貸倒引当金	2,653	1,700
流動資産合計	1,968,696	1,307,645
固定資産		
有形固定資産	83,266	74,998
無形固定資産		
のれん	27,787	-
その他	64,580	33,028
無形固定資産合計	92,367	33,028
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,172	123,210
その他	165,440	117,461
貸倒引当金	1,172	123,210
投資その他の資産合計	165,440	117,461
固定資産合計	341,074	225,488
資産合計	2,309,771	1,533,134
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,242,782	765,523
1年内返済予定の長期借入金	165,469	139,959
短期借入金	77,000	-
未払法人税等	12,853	6,930
その他	143,463	103,708
流動負債合計	1,641,568	1,016,121
固定負債		
長期借入金	71,512	71,298
ポイント引当金	36,851	20,387
その他	6,152	2,533
固定負債合計	114,516	94,218
負債合計	1,756,085	1,110,340

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,308,628	1,308,628
資本剰余金	885,021	885,021
利益剰余金	1,542,261	1,664,950
自己株式	105,980	105,971
株主資本合計	545,408	422,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55	65
評価・換算差額等合計	55	65
新株予約権	8,222	-
純資産合計	553,685	422,793
負債純資産合計	2,309,771	1,533,134

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
売上高	2,952,660	6,419,510
売上原価	2,197,570	5,148,004
売上総利益	755,089	1,271,506
販売費及び一般管理費	845,104	1,137,566
営業利益又は営業損失()	90,014	133,939
営業外収益		
受取利息及び配当金	546	230
ポイント引当金戻入額	3,775	216
受取返戻金	-	165
その他	1,567	216
営業外収益合計	5,888	829
営業外費用		
支払利息	3,716	4,492
財務調査費	25,000	-
その他	13,941	801
営業外費用合計	42,658	5,293
経常利益又は経常損失()	126,784	129,475
特別利益		
債務免除益	-	997
関係会社清算益	-	2,530
有価証券受贈益	-	1,195
特別利益合計	-	4,723
特別損失		
固定資産除却損	2,612	995
関係会社清算損	-	1,732
特別退職金	6,102	-
その他	-	88
特別損失合計	8,714	2,815
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	135,499	131,383
法人税、住民税及び事業税	3,441	8,694
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	3,441	8,694
四半期純利益又は四半期純損失()	138,940	122,688

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,447,614	2,603,898
売上原価	1,119,359	2,146,601
売上総利益	328,254	457,297
販売費及び一般管理費	325,455	391,072
営業利益	2,798	66,225
営業外収益		
受取利息及び配当金	84	98
補助金収入	466	-
ポイント引当金戻入額	-	59
その他	171	14
営業外収益合計	723	172
営業外費用		
支払利息	1,768	1,682
その他	129	372
営業外費用合計	1,897	2,055
経常利益	1,624	64,342
特別利益		
債務免除益	-	997
特別利益合計	-	997
特別損失		
固定資産除却損	-	666
関係会社清算損	-	300
その他	-	88
特別損失合計	-	1,055
税金等調整前四半期純利益	1,624	64,284
法人税、住民税及び事業税	1,341	6,348
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	1,341	6,348
四半期純利益	282	57,936

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	135,499	131,383
減価償却費	19,593	31,316
のれん償却額	-	3,465
貸倒引当金の増減額(は減少)	358	2,002
ポイント引当金の増減額(は減少)	6,553	16,463
受取利息及び受取配当金	546	230
支払利息	3,716	4,492
固定資産除却損	2,612	995
株式報酬費用	-	8,222
関係会社清算益	-	2,530
関係会社清算損	-	1,732
売上債権の増減額(は増加)	284,800	614,527
たな卸資産の増減額(は増加)	9,372	4,966
未収入金の増減額(は増加)	4,053	955
仕入債務の増減額(は減少)	26,295	450,794
未払金の増減額(は減少)	14,337	24,582
その他	16,776	58,003
小計	210,641	72,921
利息及び配当金の受取額	546	234
利息の支払額	3,985	4,716
法人税等の支払額	5,906	4,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	201,297	64,384
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の回収による収入	89,834	2,000
有形固定資産の取得による支出	13,390	2,902
無形固定資産の取得による支出	8,545	19,729
投資有価証券の取得による支出	-	32,000
短期貸付けによる支出	70,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	45,797
関係会社の整理による収入	-	2,530
その他	50,047	737
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,147	5,041
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	204,000
短期借入金の返済による支出	20,880	177,000
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	109,563	142,859
その他	-	360
財務活動によるキャッシュ・フロー	130,443	66,220

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	18,705	6,877
現金及び現金同等物の期首残高	328,398	358,813
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	12,873	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	359,977	351,936

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
<p>当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、133,939千円の営業利益を計上し、収益基盤の安定化に一定の改善が見られましたが、前連結会計年度は営業損失を計上しており、未だ収益基盤が安定するに十分な状況にないと判断され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消するべく、引き続き、成長性の高い事業領域の拡大と、既存事業の採算性向上に取り組むことで、収益基盤の安定化を図ってまいります。</p> <p>上記施策により、当社グループにおける収益基盤が安定化することで、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況についても解消されるものと考えておりますが、こうした施策については、経済情勢の動向に左右されることから、必ずしも計画通りに推移しない可能性も考えられ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。</p>	

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、株式会社凸風は新規設立の為、株式会社インターナショナルスポーツマーケティングは株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、株式会社インターナショナルスポーツマーケティングの決算日は9月30日であり、四半期連結財務諸表の作成にあたっては、四半期連結決算日時点で実施した仮決算に基づく四半期財務諸表を使用しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>3社</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	
該当事項はありません。	

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
<p>(四半期連結貸借対照表)</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結会計期間より「たな卸資産」として一括掲記しております。なお、当第3四半期連結会計期間の「商品及び製品」は、21,615千円であります。</p>	

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産の減価償却については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
<p>1 たな卸資産の内容は以下の通りであります。</p> <p>商品 21,615千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 161,169千円</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。</p>	<p>1 たな卸資産の内容は以下の通りであります。</p> <p>商品 26,341千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 142,005千円</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>給与手当 350,051千円</p> <p>貸倒引当金繰入額 358千円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>給与手当 463,854千円</p> <p>貸倒引当金繰入額 2,002千円</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>給与手当 140,500千円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>給与手当 156,658千円</p> <p>貸倒引当金繰入額 1,159千円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 359,977千円</p> <p>現金及び現金同等物 359,977千円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 351,936千円</p> <p>現金及び現金同等物 351,936千円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	18,628,830

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	618,012

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の 数 (株)	当第3四半期連結会計期間末残高 (千円)
提出会社 (親会社)	平成13年5月 新株引受権	普通株式	291,600	
	平成13年11月 新株引受権	普通株式	2,300	
	平成18年4月 新株予約権	普通株式	42,000	
	平成21年5月 新株予約権	普通株式	431,634	
	平成21年5月 新株予約権(注)1	普通株式	47,800	
	平成22年5月 新株予約権(注)2	普通株式	221,500	2,877
	平成22年5月 新株予約権(注)3	普通株式	411,500	5,345
合計			1,448,334	8,222

(注)1 平成21年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	モバイル 広告事業 (千円)	メディア 事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,089,031	185,474	173,108		1,447,614		1,447,614
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	1,089,031	185,474	173,108		1,447,614		1,447,614
営業利益又は営業損失()	28,185	28,102	14,434		41,855	(39,057)	2,798

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品等

(1) モバイル広告事業・モバイルメディアレップ、モバイル広告代理

(2) メディア事業・・・DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメールモバイル等

(3) Eコマース事業・・・ドリームカタログ、シンデレラ・ビューティ、リアース

3 会計処理基準に関する事項

(たな卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)を前第1四半期会計期間より適用し、原価法から原価法(収益性の低下による簿価の切り下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、前第3四半期連結累計期間のEコマース事業では営業損失が174千円増加しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	モバイル 広告事業 (千円)	メディア 事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,139,102	389,198	75,597	2,603,898		2,603,898
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		6,305		6,305	(6,305)	
計	2,139,102	395,503	75,597	2,610,203	(6,305)	2,603,898
営業利益又は営業損失()	68,241	44,115	4,423	107,933	(41,708)	66,225

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品等

(1) モバイル広告事業・モバイルメディアレップ、モバイル広告代理

(2) メディア事業・・・DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメールモバイル、IQプライス、
凸風、スポーツマーケティング

(3) Eコマース事業・・・ドリームカタログ、シンデレラ・ビューティ

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

	モバイル 広告事業 (千円)	メディア 事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,918,157	539,881	491,780	2,840	2,952,660		2,952,660
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	1,918,157	539,881	491,780	2,840	2,952,660		2,952,660
営業利益又は営業損失()	47,168	17,914	48,025	2,078	19,136	(109,151)	90,014

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品等

- (1) モバイル広告事業・モバイルメディアレップ、モバイル広告代理
(2) メディア事業・・・DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメールモバイル等
(3) Eコマース事業・・・ドリームカタログ、シンデレラ・ビューティ、リアース

3 会計処理基準に関する事項

(たな卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)を前第1四半期会計期間より適用し、原価法から原価法(収益性の低下による簿価の切り下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、前第3四半期連結累計期間のEコマース事業では営業損失が174千円増加しております。

4 前第2四半期連結会計期間において、当社が株式会社インタースパイアを吸収合併したことにより、モバイル広告事業及びEコマース事業において資産の金額が増加しております。増加金額は以下の通りです。

(1) モバイル広告事業・・・703,554千円

(2) Eコマース事業・・・8,058千円

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

	モバイル 広告事業 (千円)	メディア 事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,118,426	980,596	320,488	6,419,510		6,419,510
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		15,932		15,932	(15,932)	
計	5,118,426	996,529	320,488	6,435,443	(15,932)	6,419,510
営業利益又は営業損失()	163,197	129,656	22,131	270,722	(136,783)	133,939

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品等

- (1) モバイル広告事業・モバイルメディアレップ、モバイル広告代理
(2) メディア事業・・・DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメールモバイル、IQプライス、凸風、スポーツマーケティング
(3) Eコマース事業・・・ドリームカタログ、シンデレラ・ビューティ

3 第1四半期連結会計期間において、当社が株式会社インターナショナルスポーツマーケティングの株式を100%取得し、連結子会社化したことにより、メディア事業において資産の金額が増加しております。増加金額は以下の通りです。

メディア事業・・・178,255千円

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

リース取引開始日が会計基準適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して、著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 4,933千円
2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 30円74銭	1株当たり純資産額 23円47銭

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 11円38銭	1株当たり四半期純利益金額 6円81銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6円76銭

(注)1.前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2.1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	138,940	122,688
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	138,940	122,688
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	12,211,566	18,010,832
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		6円76銭
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		151,217
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0円2銭	1株当たり四半期純利益金額	3円22銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円2銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3円20銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	282	57,936
普通株式に係る四半期純利益(千円)	282	57,936
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	17,460,898	18,010,818
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		3円20銭
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	267,335	108,286
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社スパイア
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宍戸 通孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スパイア（旧社名 株式会社エルゴ・ブレインズ）の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スパイア（旧社名 株式会社エルゴ・ブレインズ）及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において90,014千円の営業損失を計上し、前事業年度に引き続き、未だ収益基盤が安定した状況にないと判断され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

株式会社スパイア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 通孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スパイアの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スパイア及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において133,939千円の営業利益を計上し、収益基盤の安定化に一定の改善が見られるが、前連結会計年度は営業損失を計上しており、未だ収益基盤が安定するに十分な状況にないと判断され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。